

## まん延防止等重点措置の実施に伴う本県の対応（ポイント）

令和 3 年 8 月 1 7 日

## ■ まん延防止等重点措置

実施期間：8月20日（金）～9月12日（日）

措置区域：高松市

## ○本県の現行「緊急事態対策期」の期間を延長

9月12日（日）

対策期間：8月9日（月）～~~8月31日（火）~~

## ○飲食店への営業時間短縮の協力要請

	現要請（第5次）	再要請（第6次）
根拠 条文	特措法第24条第9項	特措法第31条の6第1項
実施 期間	8月7日（土）～ <del>8月20日（金）</del> 19日（木）	<u>8月20日（金）～9月12日（日）</u> （重点措置期間）
対象 区域	高松市内全域	高松市内全域
営業 時間	午前5時～午後8時まで	午前5時～午後8時まで
酒類 提供	午後7時まで	<u>停止（行わない）</u>
認証 店	通常営業又は営業時間短縮の 選択制	<u>営業時間短縮（選択制適用なし）</u>

## ○飲食店等におけるカラオケ設備の利用自粛の協力要請

○大規模な集客施設への営業時間短縮の協力要請、入場整理等の働きかけ  
（措置区域外における同施設への協力要請等についても今後検討）